

老親がいる人&シングルマザー

必見!



写真/アフロ



ファイナンシャルプランナー
西山美紀さん
オールアバウト貯蓄ガイド、2児の母。貯蓄法や育児にまつわるお金の話などをテーマに、女性誌などで活躍中



税理士
落合孝裕さん
大手食品メーカー勤務を経て税理士に、落合会計事務所代表。著書に「相続と節税のキモが2時間でわかる本」など



社会保険労務士
元田香里さん
さとう社会保険労務士事務所勤務。就業規則作成コンサルティングを中心にクライアントから信頼を得ている

「あなたはきっと、税金&保険料を払いすぎている」

税金と保険料は申請次第で安くなる!

怒れる「公務員X」が教えてくれた3つの裏ワザ

アベノミクスなど、どこ吹く風。親や子どもにお金がかかり、毎日の生活がやっとな家族が大多数の日本。しかし、そんな人たちこそ「控除漏れ」により、税金や保険料を払いすぎている場合があるという。

「私は税金を集める課にいます。ですが、同じような家族構成・所得の家庭でも、かたや税金が払えて、かたや払えないという状況がよくあります。それは、申告の仕方ひとつで保険料や税金が高くなっている。家族が少なくないため、こうした格差は、改めなければいけません！」
そう、語気を強めるのは、某

地方都市で税の徴収を担当する日経平均株価が約7年ぶりに1万8千円台を回復するについで、日本の貧困率は先進国トップ。ごくふつうに働いている人でも、税金や保険料を滞納せざるをえない状況が、決して珍しくない。「それというのも、役所が縦割り行政。で、税金や控除について全体的に説明できる人

がいないから。私からみれば税金や保険料を払いすぎた人は少なくない。高すぎるために支払いが追いつかず、督促状におびえる人がいる現状は、由々しきことだと思います。申告次第で税金や保険料、医療費などは大幅ダウンが可能だというXさん。とくに、老いた親の面倒をみている人やシングルマザーなど、家計が苦しくなりがちな家庭ほど、

こうした工夫が必要だという。X「不当に得をしようということではありませぬ。申告によって支払額が下げられる制度があるのなら、それにとつて税を納めてもらうのが、正しい仕組みなのですから、確定申告の締切りも間近! 怒れるXさんに、税金や保険料を安くする方法を伺い、詳しい金額等については、3人のお金のプロ」に試算をお願いした。

申請次第で老親の保険料が9割オコ!

まずは年金収入しかない同居親の保険料からみていこう。
ケース①・会社員の鈴木家の場合

鈴木家の場合

サラリーマンの夫家族と老親が同居している場合、夫は月々の給子から社会保険料が自動的に決定されるが、親の健康保険料は減額が可能!

「健康保険」とは、会社員が加入する健康保険組合などの健康保険、自営業者が加入する国民健康保険の2種類と、思われがちですが、75歳以上は全員「後期高齢者医療制度」に入り直すこととなります。鈴木家(表93頁)の場合、両親はともに75歳を超えているので「後期高齢者医療制度」の加入者です(「ファイナンシャルプランナー」西山美紀さん)

この後期高齢者医療制度の



年金生活の親がいると保険料&医療費は世帯主変更「世帯分離」で安くなる

(前ページから)保険料は「均等割額」と「所得割額」という2種類の金額の合計から算出されており、その仕組みを上手に利用することで、保険料は下げられる。

「均等割額」とは、加入者全員に一律にかかる金額です。都道府県によってその額は異なりますが、鈴木さんの暮らす東京都の場合、年間4万2千200円(全国平均4万4千300円。いっぽうの「所得割額」は、その名のとおり所得に応じて決定されます)「社会保険労務士・元田香里さん」

「所得」とは、収入の各種控除を引いた残りの額のこと。65歳以上なら、年金からの控除額が20万円ある。鈴木家の両親の場合、年収の80万円は年金収入によるもののために、年金控除を引けば所得はむしろマイナス。この場合「所得ゼロ」とみなされるため、所得割額はゼロになる。そのうえで、重要になるのが「均等割額」だ。

に加入している本人の所得と、世帯主の所得の合計額。つまり、収入の少ない人を世帯主にするだけで、均等割額を減額できます。(文さん)

世帯主変更で親の保険料軽減

これらの踏まえて鈴木家の世帯主にする「1は「父を世帯主にする」こと。

そもそも世帯主とは、住民票上の「その世帯を主宰する者」のこと。「主としてその世帯の生計を維持している者」及びその世帯を代表する者として社会通念上妥当と認められる者」となっているものの、収入などの具体的条件はない。必ずしも収入がもっとも高い人である必要は世帯主になっても、もちろんOKである。「年収500万円の夫が世帯主の状態では、両親の保険料のうち、均等割額は軽減がかかりません。所得割額はゼロになります。保険料は年間4万2千200円。しかし、父を世帯主にすれば、世帯主の所得がゼロのため、均等割額も最大軽減率の9割がかかることに。父

母ともに保険料が4千200円となり、年間で7万6千円も安くなるのです。(元田さん)

同居でもできる世帯分離で大幅減

さらに、思い切って世帯分離をすることも、同じように保険料を2分の1に圧縮できる(方法②)。

しかも、世帯分離なら保険料が安くなることに加え、別のメリットも発生するという。元田さんが続ける。「鈴木家の場合、世帯分離をすれば父母の世帯は所得ゼロのため、住民税がかからない」「非課税世帯」にする「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。鈴木家の場合、両親の所得はゼロなので、これによって高額療養費の自己負担限度額も安くなるのです」

立て替えが必要な場合もある。

また、両親が75歳未満の場合も、世帯主の変更や世帯分離で親の保険料は安くなる。この場合、両親は国民健康保険の被保険者。国保の金額は自治体によって大きく異なるが、国保の軽減率は最大7割と覚えておけばいいだろう。

さらに75歳未満の場合は、父母を夫の健康保険の扶養に入れることも可能。つまり、保険料をゼロにすることもできるのだ。ただし、前述したとおり、75歳以上になると全員「後期高齢者医療制度」に入る必要があるため、夫の保険の扶養には入れられない。(ケース②・自営業の田中家の場合)

田さん
そのため、鈴木家のように世帯主を所得の低い父(または母)に代えたところで、同じ世帯に在る限り、両親の保険料は減額されない。

つまり、田中家の場合は、世帯分離が唯一の方法。これによって7割の軽減がかけられ、「限度額適用・標準負担額減額認定証」も交付される。

一なお、両親が75歳以上の後期高齢者医療制度加入者の場合は、鈴木家と同様に世帯主の変更、または世帯分離によって親の保険料を軽減することができます。(元田さん)ただし、田中家は妻や子どもにも保険料がかかっており(鈴木家は、妻と子どもも保険料は夫の健康保険の扶養でゼロ)、国民健康保険には扶養という概念がないためたとえ両親が75歳未満でも、夫の保険の扶養に入れない。

世帯分離で医療費の自己負担限度額も減!

続いては、自己負担限度額を超えた医療費については、あとで払い戻される高額療養費制度について。年齢を重ねれば何かと病気がケガは増えるものだが、親の自己負担限度額も、収入が多い息子が世帯主だと、高くなってしまふ。世帯計算など、払い戻しにはさまざまな決ま

ケース
1

50代夫がサラリーマン(健康保険組合等加入者)の鈴木家

老親が75歳以上で両親と子一家の保険の種類が異なる場合。

※東京都文京区在住の場合。父は自営業/母は専業主婦だったと仮定。父母の年収は年金収入によるものとし、40年間滞納なしだった場合の満額約80万円(平成26年度)より設定

	父 (80歳)	母 (78歳)	夫 (50歳)	妻 (48歳)	子 (15歳)
年収	800,000円	800,000円	5,000,000円	960,000円	0円
世帯主	世帯員	世帯員	世帯主	世帯員	世帯員
保険	後期	後期	健康保険組合など	健康保険組合など	健康保険組合など
保険料	42,200円	42,200円	給与による	扶養のため0円	扶養のため0円

方法1 世帯主を収入の低い父に変更

	父	母	夫	妻	子
世帯主	世帯主	世帯員	世帯員	世帯員	世帯員
保険料	4,200円	4,200円	給与による	扶養のため0円	扶養のため0円

9割減!

※収入の低い父親が世帯主になることで、父母の保険料(均等割額)に9割の軽減がかかる。所得割額はもともと0円なので、東京都の均等割額42,220円×0.1+0=4,220円(100円未満切り捨て)

方法2 世帯分離する

	父	母	夫	妻	子
世帯主	世帯主	世帯員	世帯主	世帯員	世帯員
保険料	4,200円	4,200円	給与による	扶養のため0円	扶養のため0円

9割減!

※世帯分離をした場合も、「方法1」と同じく父母の保険料は安くなる。計算方法は「方法1」と同様。

両親が75歳以下(国保)の場合

世帯主変更や世帯分離で保険料は最大7割減に。なおかつ、父母を息子の扶養に入れることで保険料を0にすることも可能(条件あり)

変更できない。
この場合、夫と妻、子どもの上限額はそれぞれ「8万円+1(医療費1.26万7千円)×1割」で計算され、これは

前出・鈴木家のケースでは、夫は年収500万円という設定から、「70歳未満の世帯」内の所得区分③「年収約300万約70万円(国保の場合は年間所得20万円超60万円以下)」にあると仮定する。

「保険は75歳を境に後期高齢者医療制度に移行しますが、自己負担限度額については70歳を境に安くなります。しかし、世帯に課税者がいるかどうかや、それが世帯主または国保の加入者かどうか、所得などによって区分され、金額が変わるので」(元田さん)

「自分が負担限度額を安くする方法を考えよう。」「保険は75歳を境に後期高齢者医療制度に移行しますが、自己負担限度額については70歳を境に安くなります。しかし、世帯に課税者がいるかどうかや、それが世帯主または国保の加入者かどうか、所得などによって区分され、金額が変わるので」(元田さん)

夫が自営業(国民健康保険加入者)の田中家

老親が75歳未満で家族全員が国民健康保険被保険者の場合。

※東京都文京区の場合。父母の収入については鈴木家と同条件。夫の所得は基礎控除などを引いたあとの3,000,000円と仮定

	父 (74歳)	母 (72歳)	夫 (50歳)	妻 (48歳)	子 (15歳)
年収	800,000円	800,000円	5,000,000円	960,000円	0万円
世帯主	世帯員	世帯員	世帯主	世帯員	世帯員
保険	国保	国保	国保	国保	国保
保険料	43,200円	43,200円	353,700円	58,500円	43,200円

方法1

世帯分離する

	父	母	夫	妻	子
世帯主	世帯主	世帯員	世帯主	世帯員	世帯員
保険料	12,960円	12,960円	353,700円	58,500円	43,200円

7割減!

※国民健康保険は、世帯全員の所得をもとに計算される。そのため、親の保険料を下げるには世帯分離が必要

全員が国保の 家庭では、世帯主を 代えてもムダ!

両親が75歳以上の場合なら世帯主変更でも保険料が下がる。ただし、自営業の息子の家庭では、親の年齢が75歳以上かつ未満かにかかわらず、保険の扶養とすることはできない。

また、夫と同じ世帯にいれば、ともに75歳を超える鈴木家の両親は世帯主が誰であれ「課税世帯に在る」とみなされ、自己負担限度額はひとり毎月4万4千400円(外来だけなら1万2千円)に。

しかし、両親と世帯分離すれば両親が非課税世帯に。しかも前述したとおり「所得はゼロ」とみなされるため、自己負担限度額は、75歳以上の自己負担限度額の最低区分に該当し、ひとり毎月1万5千円(外来だけなら8千円)に減るのだ。

自営業の田中家の場合も、まったく同じだ。やはり年収500万円という設定条件から、所得区分は鈴木家と同じと仮定。夫一家の自己負担限度額が鈴木家と同じであることにより、世帯分離によって変わる両親の月の自己負担限度額も、4万4千400円から1万5千円へ減額できる。

役所の戸籍謄等に 申請しに行こう

しかし、なかには世帯分離を申請しに行くこと「同居していませんか」と窓口で拒否されますよね?と窓口で拒否をする担当者もいるらしい。「それはおそらく、保険料の変更など、手間がかかるから嫌がっているのでは。そもそも世帯分離を拒否する法的根拠がありません。単に、面倒くさがついているだけです」と、Xさんは深いため息。

「保険料が安くはないと聞いたら、世帯分離します」とわざわざ公言する必要はないが、保険料や医療費が家計を圧迫しているという人は検討を!

税金と保険料は「扶養」で安くなる!

ケース1 50代夫がサラリーマン
鈴木家の場合

父 (同居80歳)	母 (同居78歳)	夫 (50歳)	妻 (48歳)	子 (15歳)
-----------	-----------	---------	---------	---------

現状

所得税	現状		母を夫の扶養にする		父母を夫の扶養にする	
	所得税	住民税	所得税	住民税	所得税	住民税
給与収入	5,000,000円	5,000,000円	5,000,000円	5,000,000円	5,000,000円	5,000,000円
給与所得	3,460,000円	3,460,000円	3,460,000円	3,460,000円	3,460,000円	3,460,000円
社会保険料控除	700,108円	700,108円	700,108円	700,108円	700,108円	700,108円
生命保険料控除	50,000円	35,000円	50,000円	35,000円	50,000円	35,000円
配偶者控除	380,000円	330,000円	380,000円	330,000円	380,000円	330,000円
扶養控除	0円	0円	580,000円	450,000円	1,160,000円	900,000円
基礎控除	380,000円	330,000円	380,000円	330,000円	380,000円	330,000円
控除額合計	1,510,108円	1,395,108円	2,090,108円	1,845,108円	2,670,108円	2,295,108円
課税所得	1,949,000円	2,064,000円	1,369,000円	1,614,000円	789,000円	1,164,000円
税額	97,450円	206,400円	68,450円	161,400円	39,450円	116,400円
均等割	—	4,000円	—	4,000円	—	4,000円
調整控除	—	-2,500円	—	-11,500円	—	-18,000円
復興特別所得税	2,046円	—	1,437円	—	828円	—
納付税額	99,400円	207,900円	69,800円	153,900円	40,200円	102,400円
所得税・住民税合計	307,300円	223,700円	83,600円減!	164,700円減!	142,600円	

*1 保険料を年間10万円以上払っていると仮定。*2 社会保険料の計算＝健康保険料245,256円(9.97%×1.2)+厚生年金保険料429,852円(17.47%×1.2)+雇用保険料25,000円。調整控除＝計算額1,800円が2,500円いざれが大きいほう=2,500円

ケース2 夫が自営業
田中家の場合

父 (同居74歳)	母 (同居72歳)	夫 (50歳)	妻 (48歳)	子 (15歳)
-----------	-----------	---------	---------	---------

現状

所得税	現状		母を夫の扶養にする		父母を夫の扶養にする	
	所得税	住民税	所得税	住民税	所得税	住民税
合計所得	4,350,000円	4,350,000円	4,350,000円	4,350,000円	4,350,000円	4,350,000円
(青色申告特別控除前で500万円)						
社会保険料控除	776,923円	776,923円	736,579円	736,579円	676,235円	676,235円
生命保険料控除	50,000円	35,000円	50,000円	35,000円	50,000円	35,000円
配偶者控除	380,000円	330,000円	380,000円	330,000円	380,000円	330,000円
扶養控除	0円	0円	580,000円	450,000円	1,160,000円	900,000円
基礎控除	380,000円	330,000円	380,000円	330,000円	380,000円	330,000円
控除額合計	1,586,923円	1,471,923円	2,126,579円	1,881,579円	2,666,235円	2,291,235円
課税所得	2,763,000円	2,878,000円	2,223,000円	2,468,000円	1,683,000円	2,058,000円
税額	178,800円	287,800円	124,800円	246,800円	84,150円	205,800円
均等割	—	4,000円	—	4,000円	—	4,000円
調整控除	—	-2,500円	—	-2,500円	—	-15,100円
復興特別所得税	3,755円	—	2,621円	—	1,767円	—
納付税額	182,500円	289,300円	127,400円	248,300円	85,900円	194,700円
所得税・住民税合計	471,800円	375,700円	96,100円減!	191,200円減!	280,600円	

*1 保険料を年間10万円以上払っていると仮定。*2 社会保険料＝国民健康保険料410,923円(9.97%×1.2)+厚生年金保険料366,000円(776,923円×1.2)+雇用保険料10,370.579円+366,000円=736,579円。(内訳)330,235円+366,000円=696,235円

保険料と医療費を削減したら、今度は老親を扶養にとつて、税金の額を圧縮！

「世帯分離をしても、親を扶養とするにしても、親を扶養とする取入から扶養控除が差し引かれ、そのぶん所得が少なくなるので、所得税と住民税が安くなります。」(Xさん)

PART1の保険料の説明では、親が75歳以上の場合や、国民健康保険の夫は親を扶養にとれないと説明したが、それは「同じ保険に入れることができない」という話。

「扶養には、保険と一緒にする」という意味のもの、と、もうひとつ、所得税と住民税を安くするという意味のものがある。ここで、夫(夫)が、親が75歳以上でも、金面(子)が国民健康保険の加入者であつても、親を扶養とすることは可能(西山さん)。

その条件は、大きく分けて3つ。6親等内の血族、もしくは3親等内の姻族であること、同一生計であること、所得が38万円以下であることだ。だから、扶養とする相手の手当て「ただし、仕送りをしていれば別居でもOKです。仕送りに明確な決まりはありません」

んが、2万〜3万円程度では養っているとは考えにくい。め、やはり5万〜10万円くらいは仕送りしている必要があるのではないですか。また、仕送りを証明する口座のやりとりも残しておきましょう。(税理士の落合孝裕さん)

所得の基準に関しては、65歳以上の親族なら、年金受給額180万円以上が該当。前述したとおり、年金には120万円以下控除があるので、180万円以下なら控除後の所得が38万円以下になるというわけだ。

条件さえ合えば 老親は扶養にとるべし!

今回モデルケースにしている鈴木家も田中家も、扶養条件に合致。そこで実際に、両家で親を扶養のかつ場合、税金がどう減るのか、場合ごとに試算してもらった。

PART 3 シングルマザーの税金等はいろいろ。どんどん安くなる!

最後は母子家庭について。先進国なかでも貧困率が高い日本だが、ひとり親世帯になると、貧困率は54・6%!「しかも、それまで専業主婦だった人は、申告をしたことがないために、寡婦控除などの仕組みを知らないことも。

なお、鈴木家の給与所得控除は国税庁が定めるとおりに計算し、所得36万円。自営業は経費によって所得が変わるが、今回は青色申告特別控除額65万円を引いた後の135万円を、田中家の所得とした。

そのため、両家の結果に多少の差が出たが、それでもひとり扶養とすると、年間8万〜9万円の節税に!!

「扶養控除については、扶養する親族の年齢や同居の有無などによって控除額が変わってきますが、今回の場合、所得税の控除額は「70歳以上の老人扶養親族」のなかの「同居老親等」に該当し、1人58万円です。住民税は「納税義務者またはその配偶者の直系尊属で、同居している70歳以上の扶養親族」に該当し、1人45万円の控除額となっています。(落合さん)

なお、同居していない親の扶養(70歳以上)については、所得税でひとり48万円、住民税で38万円の控除となります。

扶養控除の申告については、「会社員なら年末調整のときに「扶養控除等(異動)申告書」に、必要事項を記入して届け出ます。年末調整で申告漏れがあった会社員や、自営業の人は確定申告で申告すればOKです。該当する欄に必要事項を記入するだけで、基本的にはほかに書類を用意する必要はありません。社会保険の扶養申請の際は、前年度の確定申告書や年金証明書など、親の収入を証明する書類の提出が基本的には必要です(西山さん)

親の面倒をみるのは子の義務。ならば、条件さえ合うのなら、扶養とすることで、せめて税金は削減しよう!

高橋家(妻97才)の収入は、厚生労働省発表の母子家庭の平均就労収入の181万円と設定。まずは、「寡婦控除申請」をすべし。所得を圧縮、税金を減らすことから始めるのです。「よく誤解されているのですが、寡婦控除が適用されるの

は、夫と死別した人にかぎりません。離婚をした人でも、扶養親族がいる女性なら寡婦申請が認められます。さらに所得が50万円以下であれば「特定の寡婦」といって、控除額がさらに上乗せに。働くシングルマザーの多くは特定の寡婦に該当します(西山さん)

特定の寡婦の場合、所得税

は35万円、住民税は30万円の控除がある。PART2同様、落合さんに試算してもらったのが左の表。まずは年間の税金が5万円ほどと安くなる!

「寡婦申請は、扶養親族と同じです。会社員なら年末調整時に。会社員を忘れてしまった人や自営業者は、確定申告で記入をするだけ(落合さん)

税金が安くなること、子育てに間をうけたい減額。子育てに間をうけたい減額。子育てに間をうけたい減額。

「保育料は所得税や住民税の納付額によって細かく区分されているため、税金が安くなる、ドミノ倒し式に保育料も安くなるのです。(落合さん) 保育料の金額は自治体ごとに異なるが、東京都文京区は月1万8000円から、月7千200円に減額。年間およそ4万円以上ダウンした。(※編集部調べ) さらに母子家庭には、国や

自治体(この支援がいろいろ。「児童育成手当」は東京都独自の制度だが、子ども1人あたり月1万3千500円が支給される。所得制限あり)は「児童育成手当」は国が定める制度。やはり養育者の所得に応じて、月に9千600〜1万1千200円が支給される(子どもが2人いる場合は、この金額に+5千円)。

そして、こちらも自治体によって実施の有無が分かれるが、「ひとり親家庭等医療費助成」がある自治体なら、医療費の一部または全部を所得に応じて減免してくれるのだ!

「注意したいのが、「児童手当。申請をしなれば、離婚前と同じ夫の口座に振り込まれ続けていることがあるので、以上をすべて合計すると、高橋家は年間80万円以上も取り返せる計算に。(※文京区の場合。編集部調べ) これらの支援に関しては、まずは地域の「子育て支援課」(自治体によって窓口の名前が異なることも)に相談を。課税証明書や戸籍簿など、届け出に必要な書類があるので、一度問い合わせてみよう。

申告・申請漏れはなかっただろうか。払うべきものはしっかり払いつつも、家計が苦しい人は使える制度を最大限に利用して、「ゆとりある納税者」を目指そう!

自ら申請すべし! 子育て支援あれこれ

ケース
3

東京都文京区在住の
シングルマザーの高橋家



*会社員。給与収入は厚労省が発表する母子家庭の平均と同じく181万円。元夫からの養育費はなし。
子②は保育園に通園

STEP 1 寡婦控除を申請

	現状		寡婦控除あり	
	所得税	住民税	所得税	住民税
給与収入	1,810,000円	1,810,000円	1,810,000円	1,810,000円
給与所得	1,085,600円	1,085,600円	1,085,600円	1,085,600円
社会保険料控除	256,034円	256,034円	256,034円	256,034円
生命保険料控除	50,000円	35,000円	50,000円	35,000円
寡婦控除	0円	0円	350,000円	300,000円
扶養控除	0円	0円	0円	0円
基礎控除	380,000円	330,000円	380,000円	330,000円
控除額合計	686,034円	621,034円	1,036,034円	921,034円
課税所得 <small>※1,000円未満切り捨て</small>	399,000円	464,000円	49,000円	164,000円
税額	19,950円	46,400円	2,450円	16,400円
均等割	—	4,000円	—	4,000円
調整控除	—	-2,500円	—	-5,000円
復興特別所得税	419円	—	51円	—
納付税額 <small>※100円未満切り捨て</small>	20,300円	47,900円	2,500円	15,400円
所得税・住民税合計	68,200円	68,200円	所得税・住民税合計	17,900円

※1.保険料年間10万円以上払っていると仮定。※2.社会保険料の計算=健康保険料89,724円(9.97%×11/20)+厚生年金保険料157,260円(17.474%×11/20)+雇用保険料9,050円

○年間の所得税+住民税の合計が **50,300円減!**

○さらに子②の保育料が 10,800円/月が7,200円/月に 3,600円×12カ月 **43,200円減!**

※文京区の場合、今年度の計算式で算出(来年度から変更予定)。「D4」(所得税額16,000~30,000円未満)の保育料・月10,800円から「D2」(月1,500~8,401円未満)の保育料・月7,200円に変更

STEP 2 ひとり親であることを、子育て支援課に申請

○「児童扶養手当」=9,680円~41,020円/月 児童2人自分 **最低で176,160円/年 収入プラス!!**

※死亡や離婚などで父または母がいない児童(18歳まで)を養育する人などに支給(支給条件あり)。扶養親族2人の場合の所得制限は全部支給の場合95万円。一部支給は268万円。児童2人で月額5,000円加算。児童3人以上で1人につき月額3,000円加算。

○「ひとり親家庭等医療費助成」 **家族の医療費が一部(または全部)無料に!!**

※文京区の独自制度。地方自治体によって制度はさまざま。ひとり親家庭等に該当すると認定された世帯の保護者と児童の医療費の自己負担分を自治体が負担。所得制限は文京区の場合、扶養親族2人で268万円

○「児童育成手当」(東京都制度)=13,500円/月×2人分×12カ月 **324,000円/年 収入プラス!!**

※東京都の独自制度。都内に住んで、死亡や離婚などで父または母がいない児童(18歳まで)を養育する人などに支給(支給条件あり)。所得制限は扶養親族2人の場合436万4000円。

STEP 3 児童手当を自分の口座に変更

○夫の口座に振り込まれればなかった「児童手当(子ども手当)」=10,000円/月×2人分×12カ月 **240,000円/年 バック!!**

※所得制限は扶養親族2人の場合で698万円。所得限度部超過の場合、年齢区分に関係なく一律5,000円

高橋家の場合 **全部で833,660円も取り返せます!**